

障がい福祉計画（第５期）及び障がい 児福祉計画（第１期）

- 第１章 障がい福祉施策・制度の見直し
- 第２章 障がい福祉サービス
- 第３章 地域生活支援事業
- 第４章 地域生活移行、一般就労移行について
- 第５章 障がい児支援

平成 30 年 3 月
筑前町

第 1 章 障がい福祉施策・制度の見直し

1 計画策定の背景

平成 18 年 4 月、増加するサービス利用への対応や障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう支援することなどを目的に「障害者自立支援法」が施行され、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため、障がい福祉施策の抜本的な見直しが行われました。

その後、障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）を「障害者自立支援法」に代わって施行しました。また、平成 28 年 5 月には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の一部が改正され、平成 30 年 4 月から施行されることとなりました。

筑前町では、「障害者総合支援法」に基づき『筑前町障がい福祉計画』を策定し、障がい福祉サービスの提供等を計画的に推進してきましたが、『第 4 期筑前町障がい福祉計画』の計画期間が平成 29 年度で終了することから、今後の障がい福祉サービスの提供の提供体制の確保や推進を目的に『第 5 期筑前町障がい福祉計画』を策定します。また、「児童福祉法」の改正により、障がい児に対する福祉サービスの提供体制や目標数値を記載した、障がい児福祉計画の策定が定められたことから、障がい福祉計画と一体的に『第 1 期筑前町障がい児福祉計画』を策定します。

なお、計画の期間については平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

障がい福祉施策の一元化（平成 18 年 4 月施行）

① 3 障がい（身体・知的・精神）の一元化

- ・障がい種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関わらず障がいのある人の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供

② 実施主体を市町村へ一元化

- ・市町村が福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行えるようにするとともに、国と都道府県はそれをサポートする仕組みに改正

利用者本位のサービス体系に再編（平成 18 年 10 月施行）

① 自立支援給付、地域生活支援事業に再編

- ・障がいのある人の自立を一層支援するため事業を再編
- ・新体系サービスは、自立支援給付（介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具）と地域生活支援事業に再編

② 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離

- ・入所施設のサービスを日中の活動に関わるサービス（日中活動系サービス）と基本的な生活に関わる居住支援サービス（居住系サービス）に分け、施設についても、他の日中サービスを選べるなど、住まいを含めて障がいのある人が自分に合ったサービスの選択が可能に

③ 地域の限られた社会資源の活用

- ・これまでは通所施設などを運営する主体が限られていたが、NPO法人、医療法人なども運営できるよう規制を緩和

就労支援の抜本的強化（平成 18 年 10 月施行）

①就労移行支援事業等の創設

- ・障がいのある人が地域で自立して生活していく上で、就労できる環境を整備することが重要であることから、障がいのある人の就労支援を強化するため「就労移行支援事業」等の事業を新たに創設

支給決定の透明化・明確化（平成 18 年 10 月より障がい程度区分認定開始）

①客観的な尺度（障がい程度区分）の導入

- ・支援の必要度に関する客観的な尺度として、全国一律の障がい程度区分を導入
- ・障がい程度区分は、サービスの必要性を明らかにするために、障がいのある人の心身の状態を総合的に示す区分

②支給決定のプロセスを透明に

- ・支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、障がい程度区分認定等審査会を設置し、利用に関する手続きや基準を明確にして、支給決定のプロセスの透明化を図る

制度をみんなで支え合う仕組み（平成 18 年 4 月施行）

①サービスの量と所得に着目した負担に

- ・障がいのある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービス量等や所得に応じた公平な利用者負担（原則、費用の 1 割）を求める
- ・急激な負担増に対する軽減措置を講じる

②国・都道府県の費用負担を義務づける

- ・福祉サービス等の費用について、市町村に対して国が財政補助する仕組みであったが、在宅サービスも含め、国が障がい程度区分に応じた一定の福祉サービス費用については義務的に負担する仕組みに改正
- また、平成 18 年 10 月から都道府県の費用負担も義務化

利用者負担の軽減（平成 22 年 4 月施行）

- ① 低所得（市町村民税非課税）の障がい者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化。

障がい者制度改革推進本部の設置（平成 21 年 12 月）

- ・ 障がい者に関する制度改革をはじめ障がい者施策の推進について検討するため、内閣に設置
- ・ 基本的方向
 - ①障害者基本法改正
 - ②障害者総合福祉法（仮称）の制定（平成 22 年 6 月閣議決定）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定（平成 22 年 12 月）

- ・ 利用者負担の見直し（原則、応能負担へなど平成 24 年 4 月施行）
- ・ 発達障がいが障がい者の対象となることの明確化
- ・ 相談支援の充実（自立支援協議会法律上位置づけ、地域移行・定着支援個別給付化、基幹相談支援センター設置など平成 24 年 4 月施行）
- ・ 障がい児支援の強化（児童福祉法を基本とする身近な地域での支援充実など平成 24 年 4 月施行）
- ・ 地域における自立した生活のための支援の充実（グループホーム・ケアホーム利用の際の助成、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設など平成 23 年 10 月施行）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の成立（平成 23 年 6 月）、平成 24 年 10 月施行。

- ・ 通報の義務づけ
- ・ 対応窓口の設置等

障害者基本法の一部改正（平成 23 年 7 月）

- ・ 法の目的、障がい者の定義の見直し
- ・ 地域社会における共生
- ・ 差別の禁止等

**国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
（障害者優先調達推進法）の施行（平成 25 年 4 月）**

- ・ 障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障がい者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを進める。

障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）とし、障害者基本法を踏まえた基本理念の創設や、目的規定の見直しを行う（平成 25 年 4 月施行）

- ・ 障がい者の範囲の見直し（難病のうち政令で定める 358 疾患を障害福祉サービス等の対象とする）（平成 29 年 4 月）
- ・ 障害程度区分を障害支援区分に名称を改め、その定義を「障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分」とする（平成 26 年 4 月施行）
- ・ 重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月施行）
- ・ 共同生活介護の共同生活援助への一元化（平成 26 年 4 月施行）

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
（平成 25 年 6 月成立、平成 28 年 4 月施行）**

- ・ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供

障害児通所支援の利用者負担軽減（平成 26 年 4 月施行）

- ・ 障害児通所支援の利用者負担についても、保育所・幼稚園と同様の多子軽減措置を開始

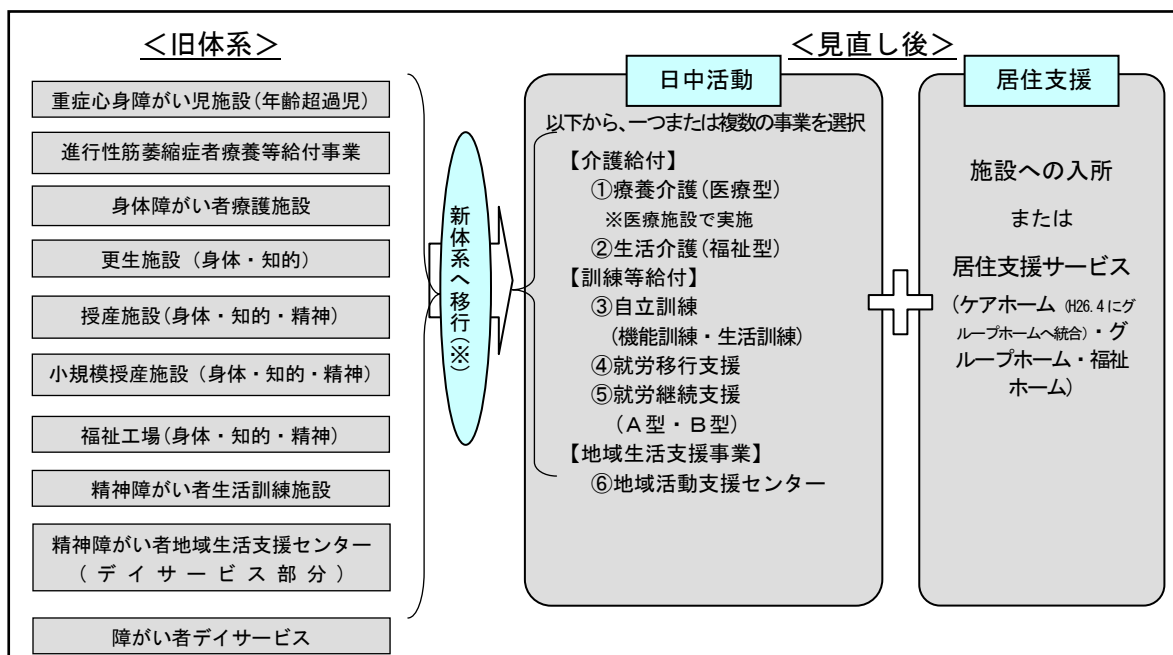
発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成 28 年 8 月施行）

- ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
- ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）

- ・ 自立生活援助の創設
- ・ 就労定着支援の創設
- ・ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）
- ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（平成 28 年 6 月施行）

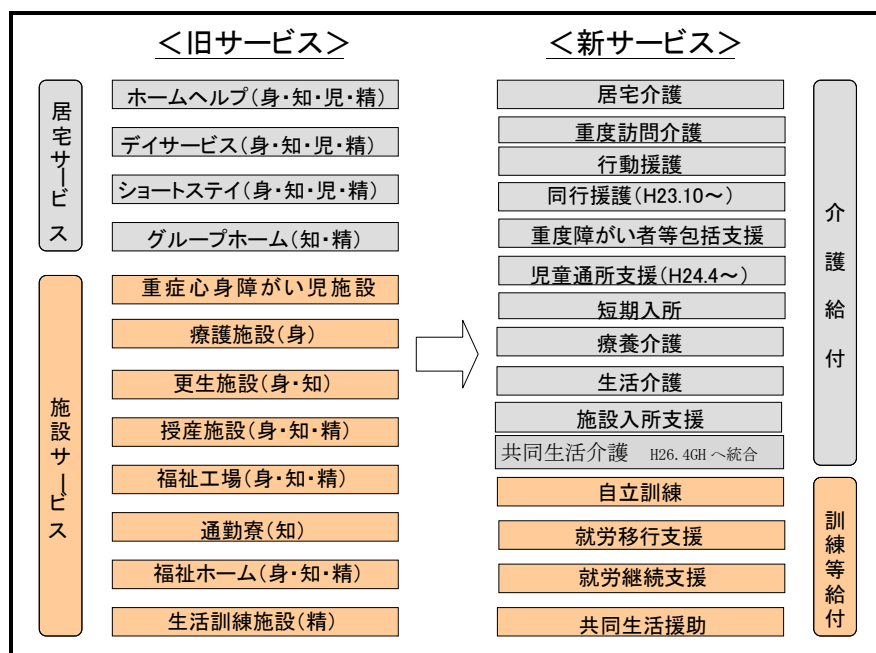
<施設体系・事業体系の見直し>



※おおむね5年程度の経過措置期間内に移行

※旧体系の支援費施設利用者についての経過措置は、平成23年度末までで終了。

<福祉サービスに係る自立支援給付の体系>



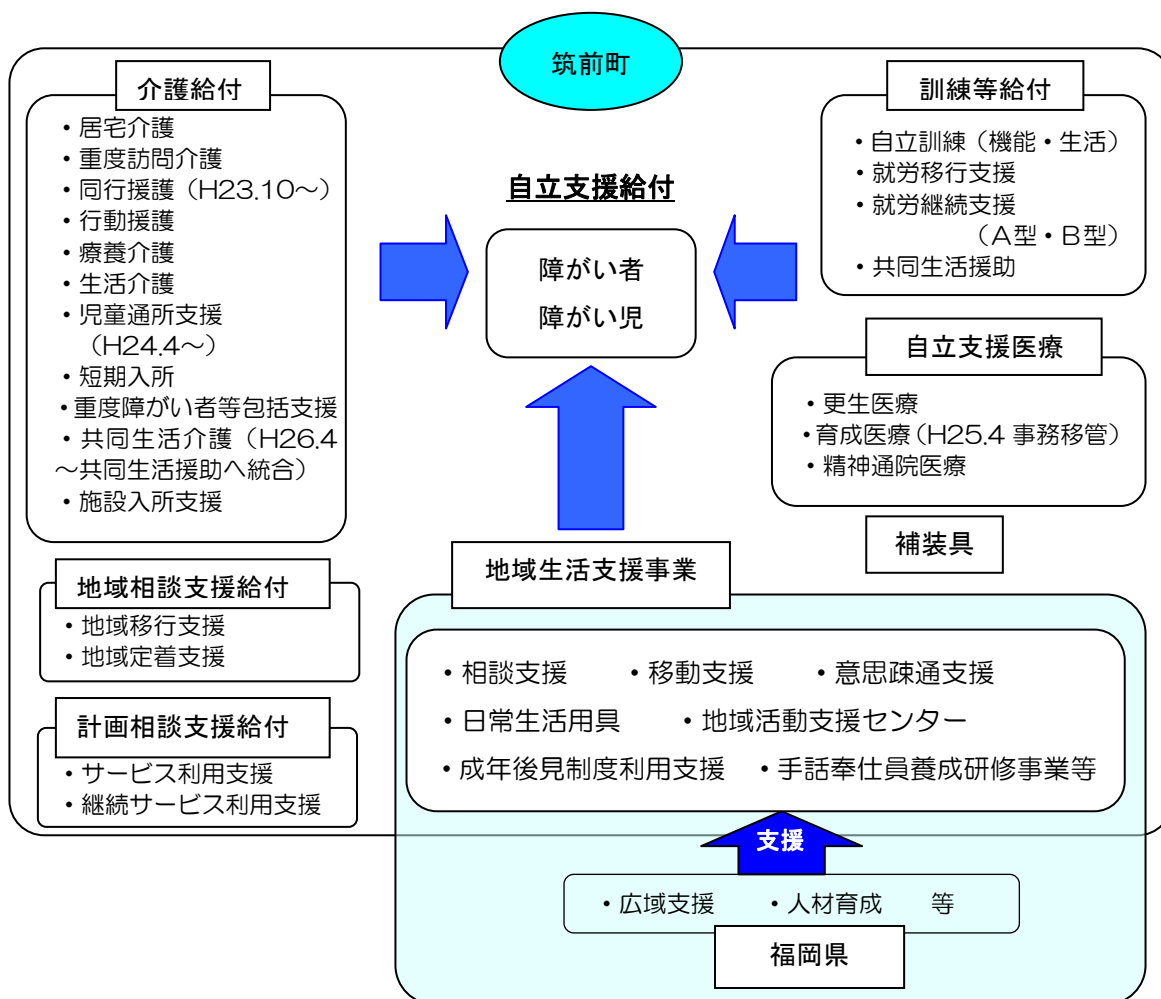
※この他、地域生活支援事業として「移動支援」、「地域活動支援センター」などを制度化

2 総合的な自立支援システムの確立

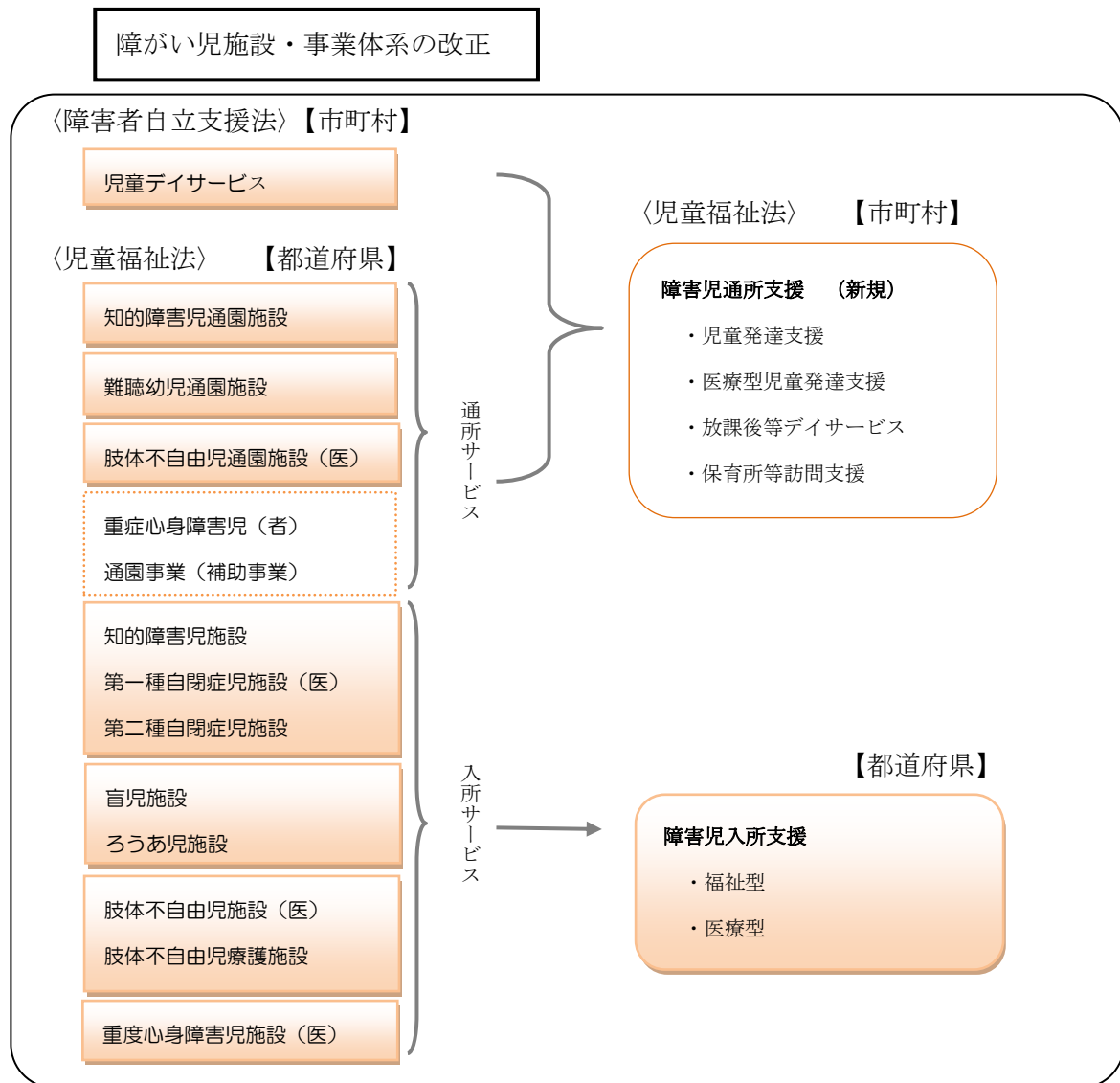
障害者自立支援法の施行に伴い、給付体系が変わることになりました。国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」が創設されました。

障害者自立支援法における障がい福祉サービス等の給付体系は、これまでの支援費制度や精神保健福祉制度から、利用しやすい制度にしていくことをめざし、また改正された日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）における自立支援システムも、障害者自立支援法と同じように、自立支援給付と地域生活支援事業から構成されています。

平成 24 年 4 月からは計画相談支援がスタートしました。障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を利用する際は必ず指定特定相談支援事業所からサービス等利用計画を策定してもらうことが求められるようになり、利用者は指定特定相談支援事業所の相談員と短期目標や長期目標を一緒に考え、モニタリング（振り返り）をして必要に応じてサービスの見直しを検討していくことになりました。



障がい児への支援は、障害者自立支援法と児童福祉法の2つの法律によって実施されていましたが、平成24年4月からの新たな障がい児施設・事業体系では、これまで障害種別に分かれていた障がい児施設が、通所による支援は「障害児通所支援」へ、入所による支援は「障害児入所支援」へとそれぞれ一元化されました。



3 障がい福祉サービスの利用状況

平成25年4月から障害者総合支援法が施行され、身体・知的・精神といった障がい種別や年齢に関わらず、必要に応じてさまざまな障がい福祉サービスが利用できるようになりました。

サービスの利用状況は、毎年、全般にわたり増加しています。これは、相談支援事業の充実をはかり、よりニーズに合ったサービスへ結びつけた効果と考えられます。また、生活介護、施設入所、就労支援 B 等のサービスにおいて著しい増加がみられるのは、旧施設サービスからこれらの障害者自立支援法新サービスへの移行がおこなわれたためと考えられます。ここ数年は、居宅介護・就労支援・児童通所支援・共同生活援助・計画相談等も増加しており、さらに、相談支援・意思疎通支援・日常生活給付・移動支援・日中一時支援等の地域生活支援事業サービスも増加しています。

第 2 章 障がい福祉サービス

障害者自立支援法が施行され、障がい福祉サービスの給付体系は支援費から自立支援給付へと移行しました。これにより、「障がい程度区分」の認定を受けることによって、身体・知的・精神といった障がい種別等に関わらず、さまざまな障がい福祉サービスが利用できる形となりました。

また更に、障害者自立支援法から障害者総合支援法になり、平成26年4月からは「障害程度区分」を「障害支援区分」に名称を改め、これまでよりも障がい特性を区分認定に反映できるような仕組みになりました。

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容及び見込み量

①居宅介護【介護給付】

ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。

- ・障がい支援区分 1 以上（児童については、これに相当）の人

②重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

- ・障がい支援区分 4 以上で要件を満たす人

③行動援護【介護給付】

知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

- ・障がい支援区分 3 以上で要件を満たす人（児童については、これ相当）

④重度障がい者等包括支援【介護給付】

障がい支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

⑤同行援護【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	実人数	27	29	32	38	42	45
重度障がい者等包括支援 同行援護（※H23.10～）	時間分	846	843	928	1861	2201	2246

平成 27,28 年度は実績（以下同様）

（２）支援の方向性

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本として、福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、ホームヘルパー等の養成と確保を働きかけ、重複・重度化を含む３障がいの特性に応じた対応など、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけるとともに、地域において独自にインフォーマルサービス等を実施している地域ボランティア団体等に対して、法人格を取得し、障がい福祉サービス事業への参入を働きかけるなど、必要量の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの内容及び見込み量

①生活介護【介護給付】

常時介護が必要であり、障がい支援区分3（障がい者支援施設に入所する場合は、区分4）以上である人、または年齢50歳以上で障がい支援区分2（同じく入所する場合は区分3）以上である人に対して、昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	実人数	82	82	83	85	87	89
	人日分	1667	1649	1660	1700	1740	1760

②自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立訓練（機能訓練）	実人数	2	1	2	2	3	3
	人日分	44	12	46	46	69	69

③自立訓練（生活訓練）【訓練等給付】

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立訓練（生活訓練）	実人数	2	3	4	5	6	6
	人日分	16	43	92	115	138	138

④就労移行支援【訓練等給付】

就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、求職活動に関する支援などを行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	実人数	5	6	8	10	12	14
	人日分	114	83	153	230	276	322

⑤就労継続支援（A 型）【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A 型）	実人数	11	12	19	20	21	22
	人日分	230	232	380	400	420	440

⑥就労継続支援（B 型）【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（B 型）	実人数	41	39	42	50	55	60
	人日分	712	701	814	900	990	1080

⑥就労定着支援【訓練等給付】

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が出ている人を対象に、利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を実施するサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	実人数	—	—	—	未定	未定	未定
	人日分	—	—	—	未定	未定	未定

⑦療養介護【介護給付】

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障がい支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障がい支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	人分	7	7	8	8	9	9

⑧短期入所【介護給付】

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所（合計）	実人数	9	8	11	15	19	19
	人日分	64	89	91	125	155	155
短期入所（福祉型）	実人数	7	6	9	10	12	12
	人日分	56	79	84	100	120	120
短期入所（医療型）	実人数	2	2	2	5	7	7
	人日分	8	10	7	25	35	35

⑨児童発達支援【児童通所支援】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	実人数	14	14	25	26	27	28
	人日分	114	114	250	300	360	420

⑩医療型児童発達支援【児童通所支援】

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児を対象に児童発達支援及び治療を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	5	5	5

⑪居宅訪問型児童発達支援【児童通所支援】

重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	実人数	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	5	5	5

⑫放課後等デイサービス【児童通所支援】

学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児を対象に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等デイサービス	実人数	15	21	28	30	34	38
	人日分	130	301	420	600	680	760

⑬保育所等訪問支援【児童通所支援】

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児を対象に障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所等訪問支援	実人数	0	0	3	9	10	11
	人日分	0	0	6	18	20	22

（２）支援の方向性

障がいのある人たちが安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援などの日中活動系サービスの提供は不可欠となります。

必要なサービス量の確保のため、利用ニーズの把握に努め、事業者の新規参入の推進を図るとともに、各関係機関のネットワークの形成に努め、サービス提供体制の充実を図っていきます。

3 居住系サービス

(1) サービスの内容及び見込み量

①自立生活援助【訓練等給付】

障がい者支援施設やグループホーム等から 1 人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定期間にわたり、巡回訪問等の対応をし、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで支援を行います。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人分	—	—	—	未定	未定	未定

②共同生活援助【訓練等給付】

地域で共同生活を営むことができる障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行います。障害支援区分 2 以上で身の回りの介護が必要な方については、入浴、排せつ、食事の介護等も行います。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	人分	19	20	20	25	28	31

③施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援を受けている人で、入所しながらの訓練が必要かつ効果的と認められる人、地域の社会資源などの状況により通所が困難な人、または生活介護を受けている障がい支援区分 4（50 歳以上の場合、区分 3）以上の人を対象に、施設に入所して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	人分	54	53	56	53	52	51

(2) 支援の方向性

グループホームについては、障がいのある人が仲間とともに、地域の中で必要な支援・介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられるため、地域への理解促進、空き家等の活用の検討、事業者や障がい者諸団体等への情報提供や働きかけ等を行い、地域生活支援拠点等の整備と併せて新規参入の推進に努めます。

また、施設入所支援については、障がいのある人の増加を勘案すると増加することもあると考えられますが、国の指針に基づき、地域移行を推進することで、平成32年度末時点で、平成28年度末時点の数値よりも2%削減することを目指します。

4 相談支援

(1) サービスの内容及び見込み量

計画相談支援では、障がい福祉サービスを利用する人等に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。地域移行支援では、施設や病院に長期入所していた人等が地域で生活するための支援や地域定着支援では、居家で一人暮らしをしている人等について、緊急時における連絡、相談などのサポート体制構築の支援に努めます。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人分	186	184	200	205	210	215
計画相談支援（児童）	人分	35	46	70	80	90	100
地域移行支援	人分	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

(2) 支援の方向性

支援の要件を満たす障がいのある人が、ニーズに応じた障がい福祉サービスを利用できるように、適切なサービス等利用計画の作成を行うために、関連機関と連携を図り、新規事業者の参入を働きかけ、相談支援担い手を確保し、専門的な相談体制の確保に努めます。

また、地域自立支援協議会において支援のチェックを行い、適正化を図ります。

第 3 章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において法定化された、市町村が実施主体となる事業で、障がいのある人がその能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供するものです。地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ります。

また、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部または一部を委託または補助することも可能です。

1 相談支援事業

(1) サービスの内容及び見込み量

障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、「地域自立支援協議会」に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

障がい者相談支援事業	実施者	筑前町社会福祉協議会
	備考	※補助事業として実施

地域自立支援協議会	実施形態	広域（筑前町、朝倉市、東峰村）及び町単独
-----------	------	----------------------

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業						
障がい者相談支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 支援の方向性

相談支援事業については、障がい種別に関わらず誰もが相談に応じられるよう、専門職員の配置を図るなど総合的な相談支援体制の確立を図ります。その上で、障がい者相談支援事業として、福祉サービスの利用援助（相談、情報提供、助言、連絡調整等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等（成年後見人制度の利用支援を含む）の相談支援を行います。

また、地域において相談支援事業を適切に実施していくために設置した地域自立支援協議会（広域及び町）にて、相談支援事業の運営評価、困難事例への対応のあり方、就労・雇用の支援や地域資源の開発及び改善についての協議並びに指導・助言を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。

2 意思疎通支援事業

(1) サービスの内容及び見込み量

聴覚及び音声・言語機能障がいのある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、要約筆記奉仕員や手話奉仕員を派遣することにより、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

意思疎通支援事業	要約筆記奉仕員派遣事業	実施形態	町単独
		実施者	委託：筑前町社会福祉協議会
	手話奉仕員派遣事業	実施形態	町単独
		実施者	委託：筑前町社会福祉協議会

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
意思疎通支援事業	延人数	39人	47人	55人	53人	55人	55人

(2) 支援の方向性

聴覚及び音声・言語機能障がいのある人の外出や社会参加を支援するため、地域における手話奉仕員や要約筆記者を把握するとともに、ボランティア団体や手話サークル等との連携を強化し、手話奉仕員や要約筆記者の人材の養成・確保に努めます。

また、障がいのある人を対象に意思疎通支援事業を周知し、サービスの利用促進を図ります。

3 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの内容及び見込み量

障がいのある人に対して、以下のような日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るサービスです。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなどの身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいすなどです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	3 件	1 件	3 件	3 件	3 件	3 件

②自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活支援用具	4 件	3 件	6 件	4 件	5 件	6 件

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
在宅療養等支援用具	1 件	4 件	5 件	4 件	5 件	5 件

④情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭などの障がい者（児）の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
情報・意思疎通支援用具	20 件	16 件	22 件	20 件	22 件	22 件

⑤排泄管理支援用具

ストーマ装具等の障がい者（児）の排泄管理を支援する衛生用品です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
排泄管理支援用具	591 件	619 件	630 件	640 件	660 件	670 件

⑥住宅改修費

障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住宅改修費	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

（２）支援の方向性

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、事業の周知を図り、障がい種別や程度といったそれぞれの特性に合った適切な日常生活用具の給付に努めます。

4 移動支援事業

(1) サービスの内容及び見込み量

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とする外出の際の移動を支援するサービスです。

移動支援事業	実施形態	町単独
	実施者	指定障がい福祉サービス事業者
	備考	※給付事業として実施

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実施箇所数	13 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
	実人数	16 人	14 人	16 人	18 人	20 人	22 人
	のべ時間数	1187.5 時間	1018 時間	1200 時間	1350 時間	1500 時間	1650 時間

(2) 支援の方向性

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促すため、事業の周知に努めるとともに、障がいのある人の利用ニーズを把握し、従来の個別支援型に加え、グループ支援型・車両移送型等、様々な形態による支援を図り、適切なサービスを利用できるように努めます。また、福祉サービス事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

また、移動ボランティア、送迎ボランティアなどの障がいのある人の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

5 地域活動支援センター事業

(1) サービスの内容及び見込み量

障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。

ひだまり（Ⅲ型） みるくはうす（Ⅲ型）
※補助事業として実施

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター事業	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
利用見込み者数（月平均）	13 人	13 人	22 人	13 人	13 人	13 人
地域活動支援センター機能強化事業						
地域活動支援センターⅢ型	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
利用見込み者数（月平均）	13 人	13 人	22 人	13 人	13 人	13 人

利用見込み者数は、センター単位の数値で、町外も含めた数である。

(2) 支援の方向性

専門職員を配置し、福祉・保健・医療・教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努め、障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図ります。

また、障がいのある人にとって活動の場となる地域活動支援センターが、専門的な相談に応じられることは重要であり、専門的な相談体制の確保に努めます。

6 その他事業

(1) サービスの内容及び見込み量

①訪問入浴サービス事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

訪問入浴サービス事業	実施形態	町単独
	実施者	委託：指定障がい福祉サービス事業者

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	実人数	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	のべ回数	49 回	96 回	108 回	108 回	108 回	108 回

②生活支援事業

障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活支援事業	実人数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

③日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

日中一時支援事業	実施形態	町単独
	実施者	指定障がい福祉サービス事業者
	備考	※給付事業として実施

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	実施箇所数	16 か所	18 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所
	実人数	38 人	31 人	36 人	40 人	44 人	48 人
	のべ日数	1527 日	1325 日	1603 日	1680 日	1848 日	2016 日

⑤福祉タクシー料金助成事業（町単独事業）

在宅（自宅）で生活する重度障がい者に対し、その者が利用するタクシーの乗車運賃の一部を助成することにより、社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉タクシー料金助成 事業	実人数	108 人	103 人	100 人	110 人	115 人	120 人

（２）支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを利用できるよう努めます。

日中一時支援事業については、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

※その他、成年後見制度支援事業や障がい児支援体制整備等、地域生活支援事業を継続実施します。

第4章 地域生活移行、一般就労移行について

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などを進めるため、国が平成29年3月に定めた基本指針に基づき本町の実情を踏まえて「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」等に関する平成30年度以降における数値目標を定めます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

国は、平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活（グループホーム・ケアホーム、一般住宅等）へ移行するとともに、平成32年度末の施設入所者を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本としており、この方針を踏まえつつ本町の実情に応じて目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現入所者数	53 人	平成 28 年 3 月 31 日の人数 (A)
目標年度入所者数	51 人	平成 32 年度末時点の利用見込み (B)
目標値（削減見込み）	2 人	(A) - (B) = (C)
	-2%	平成 28 年度末の入所者数 (A) の 2 %
目標値（地域生活移行数）	5 人	〃 (A) の 9 %

(1) 支援の方向性

障がい者の意思を考慮し、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、生活の場の確保や地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進め、地域生活への移行に努めます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

国は、平成32年度末までに、市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置とともに、入院中の精神障がい者の退院に関する平成32年度における目標値を、

- ①入院後3か月時点の退院率を69%以上、②入院後6か月時点の退院率を84%以上、③入院後1年時点の退院率を90%以上、④入院から1年以上経過する長期入院患者数の減少を目標値として設定することを基本としています。

(1) 支援の方向性

国及び県の目標を達成できるように、県および保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、連携しながら取り組んでいきます。また、その方針を踏まえて障がい福祉サービスの必要な量を見込みます。

3 地域生活支援拠点等の整備

【基本的な考え方】

国は、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、地域の体制作り等）の集約を行う拠点等を、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本としており、この方針を踏まえ目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所以上	町内、又は近圏内に1 か所以上整備

(1) 支援の方向性

障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、居住支援の拠点の設置に向けた整備及び充実を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

国は、福祉施設利用者のうち、平成32年度中に一般就労する人の数を、平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本としており、この指針を踏まえ目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
平成28年度の一般就労移行者数	7 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成32年度末の一般就労移行者数	11 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数の1.5倍

【国の指針】

国は、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から2割以上増加することを基本としており、この指針を踏まえ目標値を設定します。

項 目	数 値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	6人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】平成32年度末の一般就労移行者数	14人	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数から2割以上増加

【国の指針】

国は、平成32年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としており、この指針を踏まえ目標値を設定します。

項 目	数 値	考え方
【目標値】平成32年度末において就労移行率が3割以上の事業所	50%	就労移行支援事業の利用者のうち就労支援移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

(1) 支援の方向性

本人へ就労意欲を喚起させるとともに、家族、施設などの一般就労に向けた理解の促進を図り、障がい者の自立を進めるため、一般就労をめざすサービス利用の促進に努めます。

また、公共職業安定所や障がい者就労・生活支援センターなどの関係機関と連携し、障がい者雇用の理解の促進や就労相談・情報提供体制の整備を図り、一般就労への移行に努めます。

5 就労定着支援による職場定着率

【国の指針】

国は、就労定着支援による支援開始から1年後の就労定着率を8割以上とすることを基本としており、この指針を踏まえ、目標値を設定します。

項 目	数 値	考え方
【目標値】 支援開始 1 年後の 職場定着率	8 0 %	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

第 5 章 障がい児支援

障がいのある児童が心身とも健やかに育成されるとともに、その家族に対して、身近な地域で支援できるように、児童発達支援センターをはじめ、障がい児支援の提供体制の整備を進めて行きます。

1 障がい児支援の提供体制の整備

【国の指針】

国は、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村、又は圏域において少なくとも1か所以上設置することを基本としており、この指針を踏まえ目標値を設定します。

項 目	数 値	考え方
児童発達支援センター	1 か所以上	町内、又は圏域内に 1 か所以上整備

【国の指針】

国は、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としており、この指針を踏まえ目標値を設定します。

項 目	数 値	考え方
保育所等訪問支援	1 か所以上	近隣市町村において、1 か所以上利用できる体制の構築

【国の指針】

国は、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村、又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本としており、この指針を踏まえて目標値を設定します。

項 目	数 値	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1 か所以上	町内、又は圏域内に 1 か所以上の事業所を確保

【国の指針】

国は、平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること、また、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないことを基本としており、この方針を踏まえ目標値を設定します。

項 目	数 値	考え方
関係機関の協議の場	1 か所以上	町内及び近隣の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける

（１）支援の方向性

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けて、朝倉圏域市町村、事業所との協議及び調整を図ります。

また、国の指針に基づき、医療的ケア児に対する関係機関が協議できる場を設置するよう取り組んでいきます。

筑前町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

発行年月◎平成 30 年 3 月改正

発行◎福岡県 筑前町

編集◎筑前町 福祉課

〒838-0802 福岡県朝倉郡筑前町久光 951 番地 1

TEL : 0946-23-8490 FAX : 0946-24-8751